

議案第 16 号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 10 条第 2 項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第 10 の 3 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第 10 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 10 条の 3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。